



若桜町監査告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり公表する。

令和3年5月31日

若桜町監査委員 谷口 秀昭



若桜町監査委員 山本 安雄



記

### 定期監査報告

- 1 監査の実施日 令和3年5月25日（火）
- 2 実施場所 ゆはら温泉及び全員協議室
- 3 監査の方法と範囲 町民福祉課の所管事務のうち、次の事務に係る執行状況について職員から口述等を求めて実施した。
  - (1) ゆはら温泉  
現金の管理、保管方法等について、その他
  - (2) 令和元年度及び令和2年度老人クラブ連合会補助金及び老人クラブ補助金並びにシルバー人材センター運営補助金について
  - (3) 若桜町の生活保護の状況（令和3年3月末現在及び過去3年間程度）について及び若桜町福祉事務所の事務について（生活保護申請時の事務、保護の決定、生活保護費の支給事務、生活保護受給中の事務、保護の停止及び廃止、医療扶助等扶助費に関する事務、保護施設、システム及び保護台帳の管理等を含む。）
  - (4) その他、所管に関すること
- 4 監査の着眼点
  - (1) ゆはら温泉の現金取扱事務は、適正に行われているか。
  - (2) 事業は、住民の福祉の増進に役立っているか。
  - (3) 事務処理で法令等に違反するものはないか。
  - (4) 補助金の支出時期及び額は適正か。また、検査、検収は確実にされているか。
  - (5) 所管する工事や事業の進ちよく状況は適当か。
- 5 監査の結果
  - (1) 3 (1) について、管理人の勤務体制は交代制で、一人での勤務となる場合が多い状態にあると聞き取った。施設内の通路等を撮影するための防犯カメラが1台設置され、管理人室でそ

の映像が確認できるようになっているが、管理人室を不在にする時間もあることから、不正防止及び管理人室への不審者の侵入などの防犯等の観点から、管理人室にも防犯カメラなどの防犯設備の設置について検討され、適切な管理に努められたい。

(2) 3 (2) (3) については、特に指摘事項なし。

以上